

成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について

成田市保健福祉審議会設置条例第 7 条に規定する部会を次のとおり設置する。

(名称)

- 1 部会名は、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会とする。

(組織等)

- 2 成田市保健福祉審議会会長が指名する委員 5 名と臨時委員 5 名の 10 名をもって組織する。

(所掌事務)

- 3 部会は、成田市子ども・子育て支援事業計画に関する内容の協議を行う。

(庶務)

- 4 部会の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

(設置期間)

- 5 部会は平成 26 年 2 月 10 日から平成 27 年 3 月 31 日まで設置する。